解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年四月一日存続期間の満了により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月十三日

北九州市八幡西区的場町福岡県立八幡南高等学校内

財団法人福岡県立八幡南高等学校奨学会

代表清算人　安増千鶴子

解散公告（第三回）

当法人は、社員総会の決議により、平成二十五年五月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月十三日

沖縄県浦添市港川二丁目五番二号

医療法人華の会

清算人　岸本眞知子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道小樽市奥澤町七丁目五三番地、最後の住所北海道小樽市真栄一丁目一六番一〇号　被相続人　亡　石郷　レン

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年五月十三日

事務所北海道札幌市中央区南一条西三丁目札石ビル五階　清水彰法律事務所

相続財産管理人　弁護士　清水　彰

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道札幌市清田区美しが丘三条六丁目一番、最後の住所札幌市清田区美しが丘三条六丁目一番一―六〇三号　被相続人　亡　山下　明美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年五月十三日

事務所北海道札幌市中央区南一条西三丁目札幌市西区福井一丁目一五番二〇号、事務所札幌市中央区南一条西一一丁目三二七番地　海晃南一条ビル４Ｆ

相続財産管理人　髙橋　雅幸

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県名取市閖上七丁目二番三七―四号所宮城県名取市閖上七丁目二番、最後の住所　被相続人　亡　宮森　義雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年五月十三日

仙台市青葉区片平一―六―六ネオハイツ片平六〇二　片平法律事務所

相続財産管理人　弁護士　大嶽　友和

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県松戸市八ケ崎四丁目五番地一六、最後の住所千葉県松戸市八ケ崎四丁目五番地の一六　被相続人　亡　長田ひでみ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年五月十三日

事務所千葉県柏市末広町五―一六　エスパス柏ビル四階Ｅ号室　柏みらい法律事務所

相続財産管理人　弁護士　白方　太郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県木更津市請西三丁目一〇番、最後の住所千葉県木更津市請西三丁目一〇番一七号　被相続人　亡　堀内　重行

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年五月十三日

事務所千葉市中央区中央四丁目一七番三号袖ヶ浦ビル六階　佐野総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　島田　直樹

平成二十五年五月十三日

札幌市西区福井一丁目一五番二〇号、事務所札幌市中央区南一条西一一丁目三二七番地　海晃南一条ビル４Ｆ

相続財産管理人　髙橋　雅幸

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県名取市閖上七丁目二番、最後の住所宮城県名取市閖上七丁目二番三七―四号　被相続人　亡　宮森　義雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年五月十三日

仙台市青葉区片平一―六―六ネオハイツ片平六〇二　片平法律事務所

相続財産管理人　弁護士　大嶽　友和

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県松戸市八ケ崎四丁目五番地一六、最後の住所千葉県松戸市八ケ崎四丁目五番地の一六　被相続人　亡　長田ひでみ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年五月十三日

事務所千葉県柏市末広町五―一六　エスパス柏ビル四階Ｅ号室　柏みらい法律事務所

相続財産管理人　弁護士　白方　太郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県木更津市請西三丁目一〇番、最後の住所千葉県木更津市請西三丁目一〇番一七号　被相続人　亡　堀内　重行

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年五月十三日

事務所千葉市中央区中央四丁目一七番三号袖ヶ浦ビル六階　佐野総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　島田　直樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県八街市文違三〇一番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　髙橋　昇

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年五月十三日

事務所千葉県佐倉市王子台一丁目二八番八号ちばぎん臼井ビル五階　守田法律事務所

相続財産管理人　弁護士　守田　和正

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都大田区東糀谷四丁目一〇番地六、最後の住所東京都大田区東糀谷四丁目一一番三―六〇二号　被相続人　亡　柴崎　政子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年五月十三日

東京都千代田区神田神保町三―六―一五ワイズビル四階岡田・松尾法律事務所

相続財産管理人　弁護士　松尾　憲治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都豊島区池袋四丁目二一番地、最後の住所東京都江東区千田二二番五―四〇二号　被相続人　亡　山下　八重

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年五月十三日

事務所東京都港区赤坂四丁目七番一五号陽栄光和ビル五階光和総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　鈴木　みき

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都世田谷区大原二丁目二六番、最後の住所東京都世田谷区大原二丁目二六番一二号代田ロイヤルパレス六〇六　被相続人　亡　塚本　政德

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年五月十三日

東京都中央区京橋一丁目一番一号八重洲ダイビル五階真和総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　小川　典子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都板橋区高島平七丁目二一番地、最後の住所東京都北区滝野川五丁目六番五―一四〇三号プロスペクト西巣鴨　被相続人　亡　神野　秋光

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年五月十三日

事務所東京都杉並区荻窪五―一八―一一サニーシティ荻窪三〇四号荒井法律事務所

相続財産管理人　弁護士　荒井九州雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県燕市上諏訪一八四九番地、最後の住所東京都板橋区大谷口上町一九番六号第二ひかり荘一〇三号　被相続人　亡　渡邉　昭吾

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年五月十三日

事務所東京都世田谷区南烏山六―二九―二プラタナス・タカサゴ二〇一田中法律事務所　相続財産管理人　弁護士　田中富美子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都東大和市芋窪四丁目一八三五番地、最後の住所東京都小平市鈴木町一丁目二三三番地の九　被相続人　亡　尾又　満

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年五月十三日

東京都日野市高幡一〇〇八―六新扇屋ビル三〇二　相続財産管理人　谷口　朋子